

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示案について

令和 6 年 7 月
消 費 者 庁
国 土 交 通 省

1. 題名

日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の一部を改正する件

2. 改正の趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）が令和4年6月17日に公布され、令和7年4月1日に施行されることとなりました。

改正法の施行に伴い、建築物の増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築をする部分を省エネ基準に適合させることが義務付けられることから、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第4条第2項（既存建築物の増築又は改築の場合の省エネ基準を緩和する経過措置）を廃止することとされています。

日本住宅性能表示基準別表2-1（既存住宅に係る表示すべき事項等）の5-2 一次エネルギー消費量等級のうち等級3の説明に用いる文字においては、基準省令附則第4条第2項を引用して規定している箇所があるところ、基準省令の改正に伴い、同項を引用しない規定とする改正を行うものです。

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しておりません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

5. 公布日・施行日（予定）

公布：令和6年7月17日

施行：令和7年4月1日

【参照条文】

○行政手続法（平成5年法律第88号）抄

第三十九条（略）

2・3（略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七（略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。